

就業規則の意義共有

山形市の農事組合法人・村木沢あじさい営農組合 作成前に従業員説明会

山形市の農事組合法人・村木沢あじさい営農組合は19日、就業規則作成を前に、従業員向け説明会を開いた。風通しの良い、安全・安心な職場づくりを目指す、適正な労務管理を図る就業規則の意義を労使が共有した。

適正な労務管理の確立は「安心して働ける職場」との評価、ひいては優秀な人材の確保につながる。JAGルーブ山形地域・担い手サポートセンターが今年度から、農業法人の就業規則作成をサポートする。

同組合は、その支援を受けて新たに就業規則を設ける。説明会は、作成の意義やポイントなどを労使が共に学ぼうと開いた。開沼雅義組合長はじめ、従業員ら約20人が出席した。

講師を務めたJAG山形



就業規則の重要性を学ぶ村木沢あじさい営農組合の従業員

発展を図るための大切なツール」と説明した。

その上で鈴木氏は、農業は労働時間や休憩、休日など労働基準法の適用外となる項目も多く、それだけに就業規則は重要と強調。「職場の誰もが、いつでも見られるような状態にしておかなければ

ならない」と述べた。開沼組合長は「従業員と共に、働きがいのある、より良い職場づくりに向け、他の模範となる規則を定めたい」と話した。

常時10人以上雇用する事業所は、就業規則の作成と労基署への届け出が、労働基準法で義務付けられている。地域・担い手サポートセンターは今後、作成義務のない従業員10人未満の農業法人も含め、農繁期や農閑期などを抱える農業労働の特殊性に、柔軟に対応した就業規則の作成を提案していく。

中央会顧問の社会保険労務士、鈴木大輔氏は「法人と従業員の対等な労働契約の関係をルール化した就業規則は職場の憲法」「互いに守り、組織の